

静岡県立吉原工業高等学校 部活動の基本方針

1 教育目標の位置付け

教育目標	<p>われらの信条「努力—求めて学び、耐えて鍛えよ—」のもと、「ものづくり教育をとおした人づくり教育」を掲げ、次の3項目を柱とした人材を育成する。</p> <p>① 「確かな知識と技術・技能」を身に付け、地域産業の発展に寄与できる</p> <p>② 「夢・こころざし」の実現を目指し、常に挑戦し続ける</p> <p>③ 「社会貢献」の意識を持ち、人を応援し、人から応援してもらえる</p>
活動目標 (部活動)	<p>部活動への生徒の自発的参加を促し、自主的に取り組ませることにより、生きる力を育む。</p>

2 設置部活動

運動部	文化部
剣道 サッカー 水泳 卓球 テニス バスケットボール バドミントン バレーボール 野球 陸上競技 レスリング 応援	コンピュータ 自動車 吹奏楽 電気 メカトロ研究 模型 茶道・居合道 総合文化

※全生徒は、工業部に所属する。

※水泳部、バドミントン部は、令和6年度入学生をもって募集を停止する。

3 部活動の活動方針

区 分	内 容
意 義	<p>ア 忍耐力、他人に対する思いやり、協調性を養う。</p> <p>イ 多様な個性・能力を伸ばし、将来の進路や生き方に影響を与える。</p> <p>ウ 異年齢、顧問教師との人間的触れ合いを通して、より良い人間関係のあり方を学ぶ。</p> <p>エ 学校生活を豊かで潤いのあるものにする。</p>
所 属	<p>1年生は、希望により必ずいずれかの部活動に所属する。各部には正副部長の役員をおき、顧問の助言と指導のもとに活動する。</p> <p>転部する場合には、在籍部活動、転籍部活動、両顧問教師の許可を得て、「部変更届」を提出する。</p>
活動計画	<p>各部顧問は、年間計画（参加予定大会、練習日程、遠征予定等）及び月毎の活動計画を作成し、教頭に提出するとともに、生徒・保護者に対して提示する。</p>
活動時間等	<ul style="list-style-type: none"> ・週当たり2日以上 of 休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。） ・1日の活動時間は、平日では長くとも3時間程度、週休日（学校の休業日）は4時間程度とする。 <p>※上記を目安とし、大会等の日程、競技の特性等により柔軟な対応を可能とするが、できる限り短時間に、合理的かつ効率的・効果的な活動となるように配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期テストの1週間前及びテスト期間中の部活動は原則禁止とする。ただし、公式戦が直後に開催される等の場合、無理のない範囲での活動を許可する。その場合は、教頭に「許可願い」を提出する。
経 費	<p>部活動に係る経費は自己負担を原則とする。活動経費、公式戦の旅費等は、生徒会及び文化体育後援費等の規程により補助する。</p> <p>通常の活動で部費等を必要とする場合は、保護者会等による集金・支出を原則とする。保護者会等によらない集金や、合宿等で臨時に経費を集金する場合は、校長及び顧問の連名による文書で保護者に通知し、終了後に会計報告する。</p>
運用上の留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・試合期や長期休業中など、まとまった練習等の時間が必要となる場合には、それを妨げるものではないが、超過した活動日数や時間については休養日や時間を他の日に振り替える。また、適切に保護者や生徒等に示すようにする。 ・長期休業中やテスト期間、シーズンオン・オフ等の期間を活用し、生徒がまとまった休養が取れるように配慮する。

4 安全管理と危機管理体制

(1) 大事故・大怪我（重度の熱中症を含む）発生時の対応

①基本的対応

生徒の事故・怪我があったときの対応は、基本的に次の3つである。

軽度 …自力で帰らせ、必要に応じて病院で受診させる。

中程度…保護者に迎えに来てもらい、医者に連れて行ってもらう。

重度 …救急車を呼ぶ。

②大事故・大怪我の発生時の対応

重度の症状（以下）があった場合は、応急処置をして（養護教諭を呼び）救急車を呼ぶ。

(ア)

- 心肺停止、意識不明→AED、心臓マッサージを行う
- 四肢のどこかが全く動かない、大出血
- ショック症状、けいれん
- 重度の熱中症（手足のまひ、意識レベルの低下、体温 40 度以上等）
- 激痛の持続、広範囲のやけど
- 首から上の怪我（目の怪我、頭部の怪我は特に注意）
- チアノーゼ（唇が紫色、指先・爪が真っ白など）
- アナフィラキシー（劇的なアレルギー症状）→エピペンを使用
- その他、緊急な処置が必要だと判断される状態

(イ) 保護者に連絡する。

(ウ) 管理職に連絡する。

③その他

- ・部活動中に怪我が発生した場合は、その軽重にかかわらず、顧問が保護者に連絡し、その発生状況と程度を報告する。
- ・生徒を病院に搬送する場合、顧問の車での搬送は原則行わない。保護者の迎えを待つか、保護者の了解を得た上でタクシー搬送するか、救急車を呼ぶ。

④ 近隣医療機関の連絡先

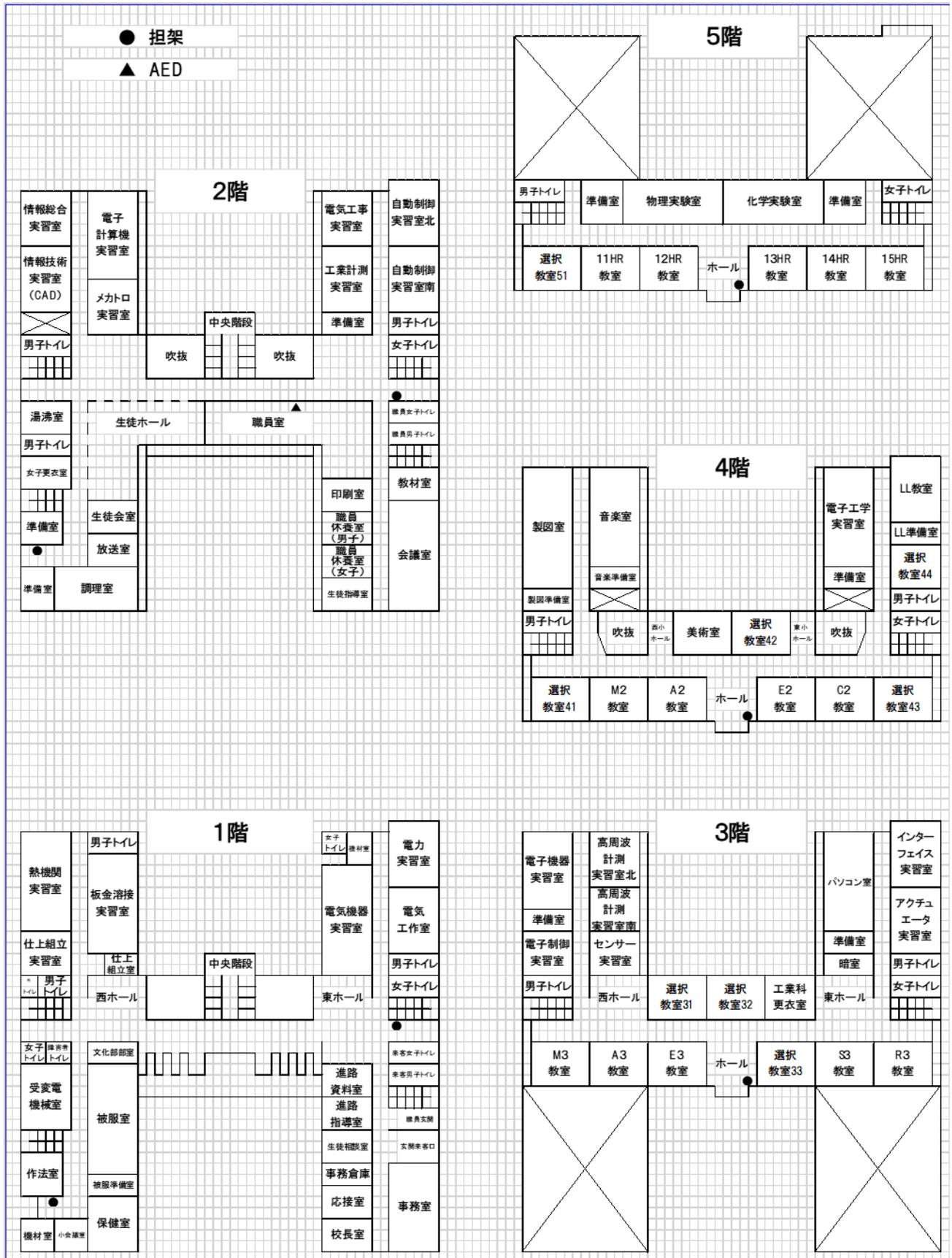
総合	富士市立中央病院	0545-52-1131（高島 50）
内科	土屋医院	0545-52-0559（吉原 3 - 10 - 10）
整形外科	鈴木整形外科医院	0545-52-2213（宇東川東 2 - 5）
脳外科	富士脳研病院	0544-23-5155（富士宮市杉田 270-12）
眼科内科	加藤医院	0545-34-0011（比奈 1613）
耳鼻科	里和耳鼻咽喉科医院	0545-23-1133（伝法 146）
歯科	武田デンタルクリニック	0545-67-3663（松本 392 - 8）
※時間外	富士市救急医療センター	0545-51-0099（津田 217-2）
（平日 19:00～翌朝 8:00）（土 14:00～翌朝 8:00）（日・祝 9:00～翌朝 8:00）		
※夜間及び休日・祝日の当番医案内 0545-51-9999（24 時間案内）		

(2) 落雷対策

- ・雷鳴が聞こえ、頭上で黒雲が発達したら、すぐに練習を中止し、校舎、体育館などへ避難し、雷鳴が遠くなくても 20 分以上は安全な場所で待機する。
- ・大木やトタン屋根のそばには近づかない（側撃の可能性があり）。

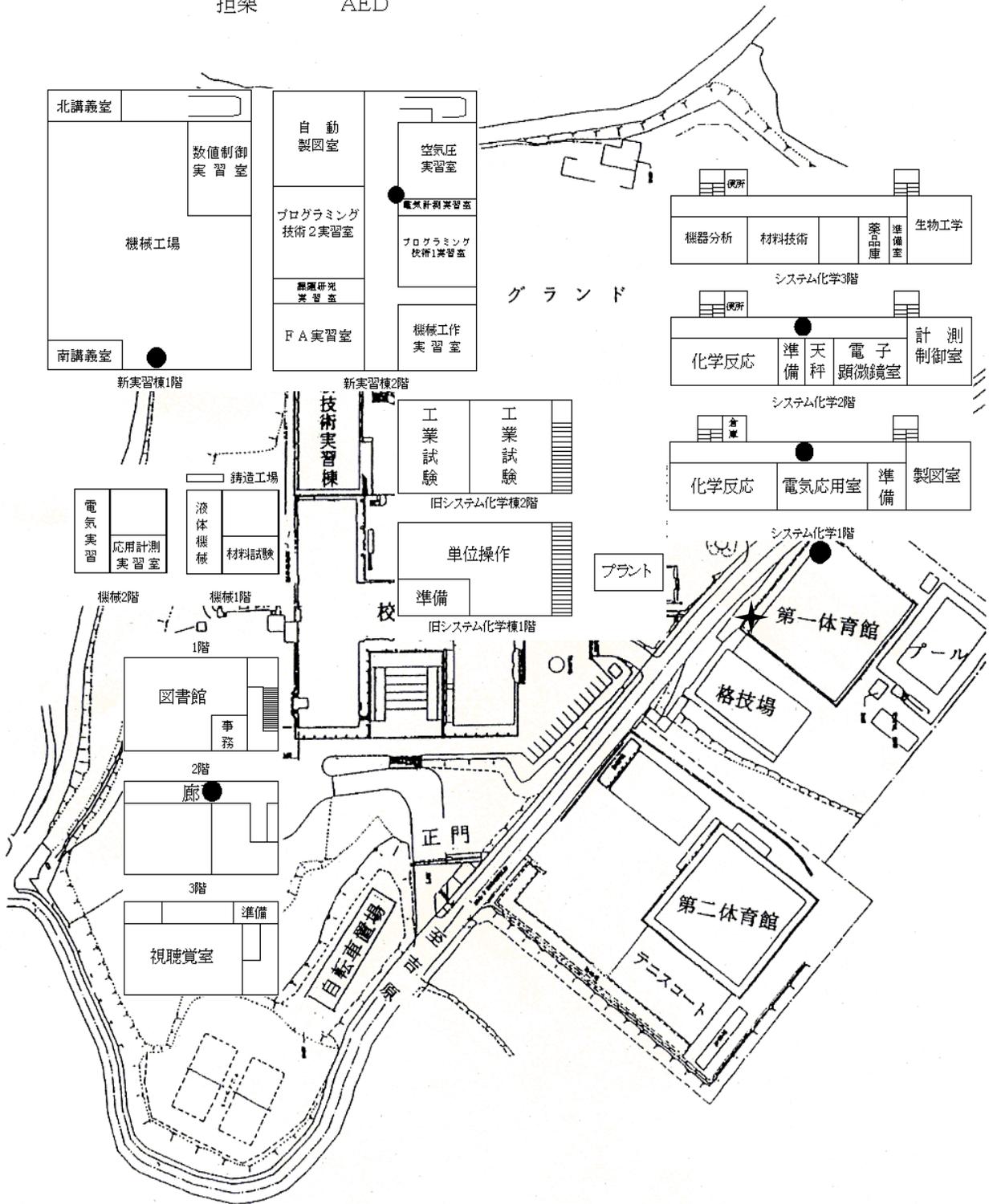
(3) AEDおよび担架の設置場所

※AED ①職員室中央黑板下 ②第1体育館南側入口 の2箇所



● 担架

✦ AED



5 顧問の指導力向上および体罰根絶

各部活動顧問および指導経験が少ない部活動顧問の指導力向上については、各部活動専門部や協会等で実施される講習会に積極的に参加できるようにするなど、指導者の資質向上を図る。また、県の事業である「部活動指導員育成配置事業」「スポーツエキスパート活用事業」、「『文化の匠』高校派遣事業」、さらに地域における外部指導者の活用も行い、生徒にとって充実した指導が受けられる基盤を整備する。

なお、部活動顧問は生徒の健康、安全の確保を最優先するとともに、生徒の心身の健全な発達を踏まえた上で指導にあたり、いかなる理由があっても体罰は絶対に許される行為ではないことを強く認識した上で指導にあたる。